

平成21年12月3日付け津市監査委員告示第7号公表分

農林水産部

水産振興室

監査の結果	白塚漁港海岸保全区域内における占用許可に係る占用料の徴収について、当該占用料の徴収は、海岸法第11条に基づくもので、三重県海岸占用料等徴収条例に定める占用料の額を準用して徴収しているが、地方自治法第228条第1項の趣旨を踏まえ、条例制定の必要性を検討されたい。
措置の内容	白塚漁港海岸保全区域内における津市の所有地については、公共海岸の指定を受けておらず、海岸法の規定が適用されないことから、津市財産に関する条例の規定に基づき公有財産の貸付契約を締結した。